

令和7年度小学校新1年生用指定校変更許可基準

区分	事由	ランク	必要書類等
1	疾病または身体的理由により、指定校に通学(就学)することが困難	S	医師の診断書等
	①児童の身体状況により、指定校の設備や構造では、通学や学校生活を送ることが困難		
	②週5日以上、申立学校近辺の病院への通院が必要		
2	兄弟が指定校以外の小学校(申立学校)へ翌年度も通学(就学)している(見込である)	S	
3	指定校以外の小学校(申立学校)の通学区域に住居を建築中で、建築完成又は入居予定が間近(入学後概ね半年以内) ※概ね30分以内で安全に通学が可能	S	転居先住所の記載された売買契約書、賃貸借契約書等の写し
4	市街地再開発事業、道路拡幅事業、都営住宅改築事業、区画整理事業、河川改修事業等の公共事業施行に伴う一時立退きが必要	S	左記事業等に該当していることを証明するもの
5	児童がいじめ等により、指定校に通学(就学)が困難な状況 ※関係者への聞き取り等、事実関係を精査する	S	理由書(様式自由)
6	通学距離が指定校より一定以上近く、登下校の安全・安心を確保できる学校がある	S A	
	①指定校への道のりと申立学校への道のりに、500m以上かつ2倍以上の差がある		
	②指定校への道のりと申立学校への道のりに、500m以上の差がある		
	③指定校への道のりと申立学校への道のりに、2倍以上の差がある		
7	両親共働きまたは母(父)子家庭で、下校後の一時帰宅先が、指定校以外の小学校(申立学校)の通学区域にある保護者の近親者宅、又は児童の居所スペースが確保された店舗等の場合で下記①～③のいずれかに該当	B	下記表1「区分7 必要書類等確認表」参照
	①一時帰宅先が申立学校学区内又は申立学校学区に隣接する3親等内親族宅		
	②一時帰宅先が申立学校学区内又は申立学校学区に隣接する保護者勤務先又は店舗等		
	③一時帰宅先が申立学校学区内又は申立学校学区に隣接する学童クラブ等		
その他	通学区域の見直し対象地域の経過措置に該当する場合 【対象地域】四谷四丁目(2番地、3番地及び8番地～34番地まで)、富久町(8番及び9番)	個別審査	理由書(様式自由) その理由を客観的に証明するもの
	「指定校に通うことができない事情」があり、指定校以外の小学校(申立学校)に通学することが教育上の観点から、より適切と認められる場合		
	上記1～7の基準に直接該当しない場合で、他にも何らかの事情がある場合は、事前にお電話にてご相談ください。併せて理由書(様式自由)等をお持ちの上、新宿区教育委員会事務局 学校運営課 学校運営支援係の窓口へ直接お申立てください。		

※ 上記の区分に該当する理由がないと認められる場合については、基準非該当により「不許可」となります。

表1「区分7 必要書類等確認表」

	在職証明書	一時帰宅先が利用できることの証明書	理由書(様式自由)
一時帰宅先	① 3親等内親族宅	×	△ 一時帰宅先の他、考慮を希望する理由がある場合はご提出ください。
	② 保護者勤務先・店舗	○	○
	③ 区学童クラブ	○ ※1	
	③ 民間学童クラブ	○	
		○ 近親者の預かり同意書	
		○ ※2 勤務先・店舗の図面及び写真等	
		○ ※3 学童クラブ利用申請時に利用した申請書の写し	
		○ 契約書等	

※1 学童の利用申請書に就労証明書を含んでいる場合は、省略可。

※2 児童の放課後の居場所として、生活スペースとしての面積や設備を十分備えていることが分かるもの。複数提出可。

※3 学童クラブの利用申請窓口にて、申出により受付済の申請書の写しを受け取ることができます。

(学童クラブの利用申請については、子ども総合センター児童館運営係(電話番号:03-5273-4544)へお問合せください。)